

令和3年第4回定例会

歌志内市議会会議録

第1日目（令和3年12月8日）

（午前9時58分 開会）

開会・開議宣告

- 議長（川野敏夫君） おはようございます。
ただいまから、令和3年歌志内市議会第4回定例会を開会いたします。
ただいま出席している議員は7名であります。定足数を満たしておりますので、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

- 議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は議長において、3番山川裕正さん、7番女鹿聡さんを指名いたします。

会期の決定

- 議長（川野敏夫君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
今定例会の会期は、本日から12月10日までの3日間としたいと思います。
これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。
会期は、本日から12月10日までの3日間と決定いたしました。

諸般報告

- 議長（川野敏夫君） 日程第3 諸般報告であります。
事務局長から報告をいたします。
中嶋議会事務局長。
○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。
この定例会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案5件、報告1件、決算審査特別委員会委員長より報告1件であります。
次に、議長の報告でございますが、令和3年第3回定例会以降、昨日までの議会動向につき

ましては、本日、別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

報 告 第 1 4 号

○議長（川野敏夫君） 日程第4 報告第14号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

おはようございます。

専決処分の承認について御報告いたします。

報告第14号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

専決処分の理由は、国の方針により、本年12月から新型コロナワクチンの追加接種（3回目接種）が実施されることに伴い、早急に接種券を発送するため、システムを改修する必要が生じたことから、議会を招集する時間的余裕がないと認め、専決処分したものでございます。

次ページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、別記のとおり専決処分する。

1、令和3年度歌志内市一般会計補正予算（第6号）。

次ページをお開き願います。

令和3年度歌志内市一般会計補正予算（第6号）。

令和3年度歌志内市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ68万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億4,365万4,000円とする。

2項は、省略いたします。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、5ページをお開き願います。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費12節委託料68万5,000円の増額補正は、ワクチンの追加接種に伴い、早急に接種券を発行するため、電算システムの一部改修を委託したものです。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3ページにお戻り願います。

14款国庫支出金2項国庫補助金3目衛生費補助金68万5,000円の増額補正は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金で、歳出に計上したシステムの改修費用に全額を充当するものであります。

なお、これまでと同じく、国の補助金を財源として実施するものですが、追加接種に係るその他の経費につきましては、令和3年度歌志内市一般会計補正予算（第7号）に計上し、本定例会に上程しております。

以上で、報告第14号専決処分の承認を求めることについての説明を終わりますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、報告14号について採決をいたします。

この件について、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第14号は報告のとおり承認されました。

報 告 第 1 5 号

○議長（川野敏夫君） 日程第5 報告第15号議案第36号令和2年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について、議案第37号令和2年度歌志内市病院事業会計決算の認定について、以上、令和3年9月7日決算審査特別委員会付託を議題といたします。

この件について、特別委員会委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、本田加津子さん。

○決算審査特別委員会委員長（本田加津子君） ー登壇ー

報告第15号議案第36号令和2年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について。

議案第37号令和2年度歌志内市病院事業会計決算の認定について。

次ページをお開き願います。

決算審査特別委員会審査報告書。

当委員会に閉会中の審査として付託を受けた事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第105条の規定により報告いたします。

記。

1、事件。

議案第36号令和2年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について。

議案第37号令和2年度歌志内市病院事業会計決算の認定について。

(令和3年9月7日付託)。

2、審査の経過。

10月19日、20日、21日の3日間、これが審査のため本特別委員会を開催し慎重に審査した。

3、審査の結果。

認定すべきものと決定した。

以上でございます。

○議長(川野敏夫君) これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野敏夫君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。
これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野敏夫君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第36号及び議案第37号について、一括採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野敏夫君) 御異議なしと認めます。

本件は、一括採決することに決しました。

これより、議案第36号及び議案第37号について、一括採決をいたします。

この本件に対する決算審査特別委員長の報告は、認定すべきものであります。

本件は、決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野敏夫君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第36号及び議案第37号の2件は、決算審査特別委員長の報告のとおり認定されました。

議 案 第 3 9 号

○議長(川野敏夫君) 日程第6 議案第39号歌志内市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長(平間靖人君) ー登壇ー

議案第39号歌志内市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

次ページの本文に参ります。

歌志内市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例。

歌志内市過疎地域自立促進特別事業基金条例(平成24年条例第10号)の一部を次のよう

に改正する。

改正内容につきましては、資料と合わせて御説明いたしますので、定例会資料の1ページを御覧願います。

題名を次のように改める。

歌志内市過疎地域持続的発展特別事業基金条例。

第1条中、「自立促進」を「持続的発展」に改める。

過疎地域自立促進特別事業基金条例につきましては、過疎計画に基づく、過疎地域自立促進特別事業に要する経費の財源を基金として積み立てることとしておりますが、このたび、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日に失効し、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴いまして、これまで用いてきました「自立促進」という文言が「持続的発展」に変わることから、題名及び第1条中の文言の改正を行うものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

なお、施行期日でございますが、本条例につきましては、過疎法に併せまして、遡及すべき事案がないことから公布の日から施行するものでございます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第39号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 4 0 号

○議長（川野敏夫君） 日程第7 議案第40号歌志内市過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） —登壇—

議案第40号歌志内市過疎地域持続的発展市町村計画の策定について御提案申し上げます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、歌志内市過疎地域持続的発展市町村計画を別冊のとおり策定するものであります。

提案理由は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に

基づき、過疎地域である本市の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、過疎地域持続的発展市町村計画を策定するものでございます。

本計画案につきましては、資料で御説明いたしますので、定例会資料の2ページを御覧願います。

歌志内市過疎地域持続的発展市町村計画の策定に関する資料であります。

1、策定の趣旨でございますが、国の過疎地域対策は、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が10年間の時限立法として制定されて以来、過疎地域自立促進特別措置法に至るまで、これまで約50年にわたり特別措置が講じられてきたところです。

その過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日で期限を迎えたことから、総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が制定されました。

同法の制定に伴い、北海道が定める過疎地域持続的発展方針に基づき、歌志内市過疎地域持続的発展市町村計画を策定するものですが、計画の策定に当たっては、持続可能な地域社会の形成及び地域資源を活用した地域活力のさらなる向上を実現するためには、大変厳しい財政状況の中、過疎対策事業債を有効に活用するために、「歌志内市総合計画」及び「歌志内市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合性を図りながら策定するものでございます。

次に、2、計画期間であります。令和3年度から令和7年度までの5か年でございます。

次に、3、計画内容であります。過疎計画の内容につきましては、記載すべき項目が新しい過疎法の中に細かく規定されているとともに、国からの各種通知で作成例なども示されていることから、この計画においても、それと同様の構成・内容となっており、(1)の基本的事項から(12)の再生可能エネルギーの利用の推進までの12項目で構成しております。

(1)基本的な事項に続きまして、(2)移住・定住・地域間交流の促進、人材育成からは、それぞれの項目の下に基本的な構成が示されており、現況と問題点、その対策、令和3年度から令和7年度までの事業計画、公共施設等総合管理計画等の整合性などについて、それぞれ記載しております。

資料の3ページをお開き願います。

4、歌志内市過疎地域持続的発展市町村計画であります。施策区分ごとに過疎対策事業債の活用が想定される主な事業の内容をそれぞれ記載しておりますので、御参照願います。

また、別冊の歌志内市過疎地域持続的発展市町村計画(案)につきましては、御説明を省略させていただきたいと思っております。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長(川野敏夫君) これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

山川裕正さん。

○3番(山川裕正君) 今、説明ありました別冊の9ページに移住・定住地域間交流の促進、人材育成の中の、続いて、次ページの10ページ、(2)その対策で(1)移住・定住の促進の「(オ)国の地域おこし協力隊制度を積極的に活用し、地域づくりを担う人材の確保と育成を図るとともに、任期終了後の定住を促進する。」と記載されております。

この地域づくりを担う人材の業務内容は、どのようなものを想定されているか質問いたします。

以上です。

○議長(川野敏夫君) 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 地域づくりを担う人材の業務内容は、どのようなものを想定しているのかという御質問でございますけれども、地域づくりを担う人材の業務につきましては、地域おこし協力隊員の活動業務を想定しているものではございませんが、人口減少や高齢化などの進展に伴い、地域の担い手不足などからコミュニティー活動の維持、存続が困難となっている地域の現状でございます。

地域おこし協力隊制度を活用しまして、地域外の人材を受け入れ、在任中における地域行事への参加や地域活動の支援など、地域協力活動を隊員に期待をするものでございます。

また、協力隊員の任期終了後におきましても、地域への定住・定着を促し、地域の担い手として地域力の向上が図られるよう隊員と行政が連携をして、その実現を目指すということでございます。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 地域行事ですとか、地域活動の支援ということでの答弁であります。今、市内に18町内会、19町内会でしたか、その町内会でも、かなり本当に世帯数も減って、町内会の役員の手も厳しいというところに、例えば、その協力隊員を主に貼りつけるとか、その辺の業務については、これからいろいろ検討しながら隊員の募集等に当たるといって進めるのか、ちょっと再答弁をお願いしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 地域おこし協力隊員につきましては、今現在、観光の情報発信ですとか、地域の郷土・文化等の、今4名ですね、当たっている。それから、ブドウ栽培の技術習得等に今3名の方がいるわけですが、これらの方につきましては、通常の活動業務の中は、そういったことを推進しながら、一方、それ以外の部分では地域に定着をしながら、地域活動に積極的に参加することを期待をしておりまして、その後、先ほども申しましたけれども、定住・定着を促して、行政のほうもそのことにつながるようバックアップをしていきたいというような考えであります。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 同じく、本計画案の別冊20ページの下段のほうに、交通手段の確保とあります。

まず1点目として、この（イ）のコミュニティバスやデマンド交通についての調査を進め、導入について検討するとありますが、具体的にはどのような調査を今後進めるのかお伺いしたいと思います。

2点目として、（ウ）のライドシェアの研究、実証実験を検討すると記載されております。これも、いつ頃をめどに計画を進め、実証実験に結びつけようとしているのか伺います。

3点目としまして、（イ）（ウ）とも、現時点で、国または道からの具体的な情報または指導等あるのか。

以上、3点についてお聞きしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） まず、1番目の（イ）のコミュニティバスやデマンド型交通の調査導入について、いつ頃になるのかというようなお話でございます。

コミュニティバスやデマンド型交通につきましては、既存のバス路線の維持・確保というのが、これまでもお話しており、最優先すべき課題と考えておりますが、特定の行き先や時間帯などに対応したデマンド型交通というの、さらには、スクールバスを利用するの乗り

合いの可能性などについて、これらにつきましても、国の制度や先進事例などの情報収集を今後引き続き行いながら、多様な市民の移動手段を確保してまいりたいと考えているところでございます。

それから、時期につきまして、3番目の国、道の情報の関係と連動しますので、そちらのほうでお答えしたいと思います。

2番目の（ウ）の市民同士のライドシェアについての研究、実証実験の検討はいつ頃なのかということでございますけれども、これにつきましても、自動車を乗り合いすることで目的地を同じくする運転手と乗り合い希望者同士が引き合わせるサービスのことでございますけれども、基本的には、交通空白地域を対象とする取組でございます。

しかし、地域の事情やコミュニティーの活性化など、地域の好循環につながる取組として、その効果も期待できることから、市内の一部の地域でも、そういった民間事業者との地域連携が検討されているというお話も聞いているところでございますので、現実には、その実現に向けて行政としては早めにそういった支援を検討することとしていきたいというふうに考えているところでございます。

最後に、国、道の情報等の提供の部分でございますけれども、今現在、地域交通の取組につきましては、広域的な取組というのが言われております。その広域の取組ということで、国では、地域公共交通活性化再生法というものを改正して、地域公共交通計画の策定が努力義務化されております。これによりまして、各自治体は、自ら地域交通をデザインをしていくということが求められております。

このため、北海道では、広域分散型の地域構造を北海道は有していることから、市町村を単位とする生活圏と複数の市町村とを結ぶ広域交通の連携というのが重要だというふうに言われております。

したがいまして、管内においては、空知総合振興局が中心となりまして、来年度、広域による地域公共交通計画を策定することが予定されております。本市においても、参画の方向で現在検討しているところであります。

これによりまして、計画策定をされていけば、移動の手段が見える化等によりまして、さらには、交通の利用実態、それから需要の予測、市民のニーズ等々の状況の把握ができて、いよいよこれから現実的な移動手段に向けての模索をしていくというような方向になろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） ありがとうございます。

令和3年度、本年度から令和7年度にかけての計画ということで、来年度から、空知振興局が中心になって広域で同じテーブルにつくということなのかなと思います。まず、歌志内、中央バスは、これは既存の路線として、これは民間のバスとしてありますけれども、それを補いつつも、こういう計画を進めていっていただきたいと思っております。

ということは、振興局、来年度から、この中空知5市5町になるかと思っておりますけれども、同じテーブルにつくということで、再確認ですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 実は、昨年度、北空知地域で既にこの計画、広域計画が策定されて、今年度ですね、令和3年度中に出来上がるところで、取組が既に行われております。今現在、お話されているのは、中空知、次に南空知と順次、計画策定に向けて行動していくと

ということで、今のところ、情報として聞いているのは、5市5町のうち9市町が参画するという
ことということでお聞きしております。もちろん、その中には当市も含まれてございます。

以上です。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 私も同じこの計画案の中から、質疑をさせていただきたいと思います。

23ページの公営住宅の整備ということで、①の住環境の整備ということで書かれているの
ですけれども、これは長寿命化計画が新しく策定されて、それでもって、今回のこの計画と併
せながら5か年の間で多分いろいろ整備をしていくのかなと思うのですけれども、その辺はど
ういうふうに考えられているのか聞いておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） おっしゃるとおりでございまして、あくまでも長寿命化計画がベ
ースとなり、最終的に大きく過疎計画がきておりますので、個別に工事を発注する際に、何々工
事、何々工事ということの具体タイトルを挙げるためにも、この過疎計画に計上させていただ
いて、長寿命化計画を基に淡々と実行していくというような流れになってくると思います。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 今回のこの計画が策定されることに当たって、今までの建設課で考えて
いた長寿命化計画の中でも、工事計画というものがちょっと早まるよとか、そういったことは
余り考えずに、その長寿命化計画の年次計画というか、そういった形の中でどんどん
進めていくよという形の考え方でいいのか、もう1回答お願いしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） そのとおりでございまして、あくまでも長寿命化計画がたたき台に
なってくると。

ただ、一方で、今回もそうなのですけれども、次年度の当初予算要求をまたこれからお願い
することになると思いますが、そのときに、具体がさらに詰まってきて、いろいろな事情が出
てきた関係上、計画が変更になる場合は、これは多々ございます。それは、その都度、議員の
皆様方の御了承をいただきながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第40号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 4 1 号

○議長（川野敏夫君） 日程第8 議案第41号損害賠償の和解及び額の決定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第41号損害賠償の和解及び額の決定について御提案申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、下記のとおり和解し、損害賠償の額を定めることについて議会の議決を求める。
記。

1、和解及び損害賠償の相手方。歌志内市字文珠253番地8、吉田琴美。

2、損害賠償の額。181万1,170円。

3、和解及び損害賠償の内容。

（1）本件事故に係る損害賠償額として治療費64万4,110円、通院交通費6万9,660円、休業損害49万4,100円、慰謝料60万円及び画像コピー代3,300円の合計181万1,170円を支払うものとする。

（2）市及び相手方は、今後、本件事故に関する一切の異議、請求の申立てを行わないものとする。

4、事故の概要。

（1）事故発生日時。令和3年2月16日（火曜日）、午前6時26分頃。

（2）事故発生場所。歌志内市字文珠226番地。道道赤平奈井江線文珠交番横交差点。

（3）事故の状況。救急自動車に傷病者を搬送中、雪にハンドルをとられ反射式大型標識に衝突し、同乗者が受傷したもの。

提案理由は、傷病者を搬送中の救急自動車における交通事故に係る損害賠償の和解及び額の決定について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

なお、損害賠償額につきましては、全額、市が加入しております全国市有物件災害共済会にて対応することとなっております。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第41号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

議案第42号及び議案第43号

○議長（川野敏夫君） 日程第9 議案第42号と日程第10 議案第43号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第42号の補正予算につきまして御提案申し上げます。

なお、事項別明細書については、企画財政課長から御説明いたします。

また、議案第43号の補正予算につきましては、病院事務長から御提案申し上げますので、よろしく願いいたします。

議案第42号令和3年度歌志内市一般会計補正予算（第7号）。

令和3年度歌志内市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,582万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億8,947万5,000円とする。

2項は省略いたします。

以上、議案第42号の補正予算につきまして御提案申し上げます。

事項別明細書につきましては、企画財政課長から御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） それでは、私のほうから一般会計補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、5ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費12節委託料29万7,000円の増額補正は、道内の自治体が参加する北海道自治体情報セキュリティクラウドに係るシステム整備委託料で、北海道が構築する新たなクラウドに接続するための設定変更など必要なシステムの整備を行おうとするものでございます。

11目定住促進費18節負担金補助及び交付金868万円の増額補正は、定住促進事業における助成事業の申込件数の増加によるほか、助成に関する具体的な相談が増えている状況なども踏まえまして、補助金の予算を増額しようとするものでございます。

12目諸費22節償還金利子及び割引料65万3,000円の増額補正は、令和2年度児童手当国庫負担金の精算に伴う国・道支出金返還金の増額であります。

3款民生費1項社会福祉費3目障害者福祉費19節扶助費57万4,000円の増額補正は、障害者福祉サービス給付事業における社会復帰支援施設利用交通費助成の増額及び重度心身障害者に係る福祉灯油代助成事業の実施に伴う増額であります。なお、福祉灯油の概要につきましては、資料で御説明いたしますので定例会資料の4ページをお開き願います。

上段に福祉灯油灯油代助成事業の概要を掲載しております。

事業の目的は、暖房用灯油価格の高騰を受け、市民税非課税世帯である高齢者世帯等に対し、生活の安定と福祉の向上を図るため、灯油代の一部を助成するもので、給付額は1世帯当たり1万円としております。

対象は、高齢者世帯、重度心身障害者世帯、ひとり親世帯、計651世帯。総額651万円の給付を見込み、それぞれ障害者福祉費、老人福祉事業費、児童福祉事業費の扶助費に予算を

計上しており、1月19日から地区ごとに受付を開始する予定でございます。

5ページにお戻り願います。

5目医療福祉費18節負担金補助及び交付金161万3,000円の増額補正は、令和2年度の市町村療養費が確定し、後期高齢者医療広域連合に支払う負担金を増額する必要が生じたものでございます。

2項老人福祉費1目老人福祉事業費19節扶助費583万円の増額補正は、福祉灯油代助成事業の高齢者分でございます。

4項児童福祉費1目児童福祉総務費1,191万6,000円の増額補正は、いずれも国の補助金を財源として実施するもので、児童手当一般経費におけるシステム改修委託料の増額及び子育て世帯臨時特別給付金給付事業の実施に伴う増額でございます。

内訳といたしまして、12節委託料69万3,000円が児童手当法の改正により特例給付支給対象者の所得額の見直しが行われたことに伴う電算システムの改修費用で、歳入の国庫支出金に同額を計上しております。

そのほかの3節職員手当等15万6,000円、10節需用費1万6,000円、11節役務費5万1,000円、18節負担金補助及び交付金1,100万円は、子育て世帯臨時特別給付金と給付に係る事務費であります。事業の概要について御説明いたしますので、定例会資料の4ページをお開き願います。

下段に子育て世帯臨時特別給付金給付事業の概要を掲載しております。

事業の目的は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援するため、臨時特別給付金を支給するもので、交付金として児童1人当たり5万円、総額1,100万円を見込んでおります。対象は、高校生までの子どもがいる世帯で9月分の児童手当を受給している方については、申請不要として、年内に給付し、その他の対象の方については、申請受付後、順次支給する予定でございます。

7ページにお戻り願います。

2目児童福祉事業費19節扶助費33万円の増額補正は、福祉灯油代助成事業のひとり親世帯分でございます。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費363万7,000円の増額補正は、国の補助金を財源として行う健康診査事業に係る電算システムの改修及び新型コロナウイルスワクチンの追加接種実施に伴う増額でございます。

内訳といたしまして、12節委託料304万1,000円のうち、140万円が健診結果の利活用に向けた情報標準化に伴う電算システムの改修費用で、歳入の国庫支出金に感染症予防事業費補助金として86万1,000円を計上しております。

そのほかの1節報酬18万8,000円、8節旅費4,000円、10節需用費9万4,000円、11節役務費31万円、12節委託料304万1,000円のうち、164万1,000円が新型コロナウイルスワクチンの追加接種に係る経費で、歳入の国庫支出金に同額を計上しております。

9ページに参りまして、8款土木費5項住宅費1目住宅管理費14節工事請負費500万円の増額補正は、市営住宅の一般修繕に係る経費で、入退去件数の増加に伴う内部修繕や空戸の窓ふさぎのほか、昨年の大雪が原因と思われる屋根の劣化破損の修繕などにより、例年より工事の件数が増加している現状を踏まえ、予算を増額するものでございます。

10款教育費3項義務教育学校費2目教育振興費17節備品購入費46万7,000円の増額補正は、1人1台として整備済みの学習用端末を家庭学習でも利用できるように持ち帰り用

の充電器や充電ケーブルなど整備するもので、歳入として国庫支出金に計上している学校保健特別対策事業費補助金30万7,000円のうち、事業費の2分の1に当たる23万3,000円が対象事業にかかる歳入となります。

なお、同補助金について、5項保健体育費1目保健総務費の保健総務一般経費において、衛生用品の購入など感染症対策に係る経費が補助対象とされ、財源内訳において、一般財源から国庫支出金へ7万4,000円の財源区分の変更を行っております。

15款1項1目とも予備費682万4,000円の増額補正は、歳入歳出予算の調整でございます。

続きまして、事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

14款国庫支出金1項国庫負担金2目衛生費負担金1節新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金113万9,000円の増額補正は、歳出の衛生費に計上しております新型コロナウイルスワクチンの追加接種に係る委託料に対するものでございます。

2項国庫補助金2目民生費補助金5節子ども子育て支援事業費補助金69万3,000円の増額補正は、歳出の児童福祉費に計上した児童手当一般経費のシステム改修に対するもので、6節子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金1,122万3,000円の増額補正は、同じく歳出の児童福祉費に計上した子育て世帯臨時特別給付金給付事業費に対する補助金の増額でございます。

3目衛生費補助金2節感染症予防事業費補助金86万1,000円の増額補正は、歳出の保健衛生費に計上した健診結果の利活用に向けた情報標準化に伴う電算システムの改修費用に対する補助金の増額でございます。

3節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金109万8,000円の増額補正は、歳出の衛生費に計上したワクチンの追加接種に係る事務費などに対する補助金の増額でございます。

5目教育費補助金6節学校保健特別対策事業費補助金30万7,000円の増額補正は、歳出の義務教育学校費に計上した学習用端末に係る備品の整備費用及び保健体育費に計上しておりました衛生用品の購入などの感染症対策に係る一部経費に対する補助金の増額でございます。

15款道支出金2項道補助金2目民生費補助金7節地域づくり総合交付金50万円の増額補正は、歳出に計上した福祉灯油代助成事業に対するもので、同交付金の基準に基づき、予算計上するものでございます。

19款1項1目とも繰越金1節前年度繰越金3,000万円の増額補正は、前年度繰越金の一部を予算計上するものでございます。

以上で、議案第42号の補正予算事項別明細書についての説明を終わりますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） 大家市立病院事務長。

○市立病院事務長（大家浩二君） ー登壇ー

議案第43号令和3年度歌志内市病院事業会計補正予算（第2号）について御提案申し上げ、その内容について御説明いたします。

第1条は省略いたしまして、第2条から申し上げます。

第2条は、予算第8条を第9条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為) 第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項、給食業務委託。

期間、令和4年度より至る令和6年度。

限度額、8,252万7,000円。

これは、市立病院の給食業務委託契約が、令和4年3月31日で終了するため、令和4年4月以降の業務委託について、本年度中に委託業者の選定や契約事務などの準備を進める必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

なお、委託業者の選定に当たりましては、前回同様、公募型プロポーザル方式により行う予定としており、院長以下5名で構成する給食業務委託業者選定委員会において、提案内容の審査、評価を行い、候補予定者を決定する予定としております。

また、評価基準の設定に当たりましては、委託金額や当病院または他施設における受託実績、安全衛生管理体制などのほか、現在雇用されている調理員等のことも十分考慮し、安心して任せられる業者に決定できるよう取り組むこととしております。

次ページにつきましては、債務負担行為に関する調書となっており、記載のとおりでございます。

以上、御提案申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長(川野敏夫君) これより、議案第42号令和3年度歌志内市一般会計補正予算(第7号)について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番(女鹿聡君) 資料の4ページについて、何点かお聞きしたいと思います。

まず、福祉灯油の助成事業ということで、今回計上していただきましてありがとうございます。

受付等ということで書いてあるのですけれども、来年の1月19日からということで、詳しく19日どどこ、20日どどこと、いろいろ書いてあるのですけれども、12月20日ぐらいから受付というのは可能だったのか、どうなのかというのはあれなのですけれども、できるだけ早く受付開始していただければありがたいなと思ったのですけれども、この日付になった経緯を聞いておきたいと思います。

あと、子育て世帯臨時特別給付事業なのですけれども、これは給付する日が12月29日からということで、年内では29、30、31日と平日なのですけれども、この3日間の間で何人ぐらいの方が支給される予定なのか聞いておきたいと思います。

それ以外の方というのは、多分、申請をしてからでないと支給されないのだと思うのですけれども、そういった方々はどれぐらい見込んでいるのか聞いておきたいと思います。

○議長(川野敏夫君) 山崎保健福祉課長。

○保健福祉課長(山崎亨君) まず、福祉灯油の関係でございます。

前回は、平成30年度に行われているのですけれども、1月1日現在に住民登録されている方について、という形での基準日を設けて実施しているところでございます。そういった関係で、1月に入ってからの受付開始という形で進めてまいりたいと思います。

各町内回る形での受付をした中で、受付と即日で交付できるような方法、そういう形で進めていきたいというふうに考えております。

次に、子育て世帯臨時特別給付金の関係でございます。

まず、年度内に支給できるというふうを考えているのは、児童手当受給世帯、申請のいらない方たちの部分でございます。この方たちの分の先行給付ということになるのですけれども、この分については、年内での支給が可能な形で進められるように準備していく予定となっております。それ以外の方については、随時受付ということになりまして、申請書を確認して、例えば支給先の口座とかも確認した中でということになるものですから、会計処理上、1月に入ってから支給になってしまうということになります。

人数につきましては、予算の中であるのですけれども、児童手当受給の方の部分は、ちょっとすみません。

○議長（川野敏夫君） 暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時01分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

山崎保健福祉課長。

○保健福祉課長（山崎亨君） すみません、中学生以下の部分で先行的に支給できる人数については146人ということで考えております。そのほか、高校生の方たち、さらには転入・転出の方たちもいらっしゃいますので、その部分については、高校生の部分では46名程度予定しております。転入の方たちについては、確定できませんけれども、予算上は30名程度予定しているということです。中学生までは142人です、失礼しました。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 今、子育て世帯のことについて再質問しますが、申請する用紙というのですか、多分、出されると思うのですけれども、それが分かりづらかったりとかすると、期間内は来年の3月31日までということで、期間はそれほど長くはないのですけれども、やはりできるだけ早く支給して、手元に届くという形が多分一番いいのかなと思うので、その申請する用紙だとかというの、できるだけ分かりやすく簡素化していただいて、すぐ申請できる手はずを取っていただきたいと思うのですけれども、その辺、どういうふうを考えているのか聞いておきたいと思えます。

○議長（川野敏夫君） 山崎保健福祉課長。

○保健福祉課長（山崎亨君） 今回、お知らせにつきましては、1月の広報の中で折り込みの形になりますけれども、お知らせと申請の様式がお配りできるように、これについては全世帯に届くというというような形で進めていきたいというふうに考えております。

それに基づき、申請書をつくってきていただいた中で、地区に出向いた際に、その場で交付できるような方法で進めていくというようなことになります。

福祉灯油のほうとごっちゃになってしまいました。

できるだけ早く申請を受け付けて、速やかに出せるように、1月以降になりますけれども、進めていきたいと思っています。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第42号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第43号令和3年度歌志内市病院事業会計補正予算（第2号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第43号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

散 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

（午前11時05分 散会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 川 野 敏 夫

署名議員 山 川 裕 正

署名議員 女 鹿 聡